

告示

埼玉県告示第千二百十四号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、現地測量）

三 作業地域

北首都国道管内（幸手市大字上高野地先から同市大字木立地先）

四 作業期間

令和六年四月二十四日から令和六年十一月十五日まで